



平成30年5月11日

各 位

会 社 名 大井電気株式会社
代表者の役職名 取締役社長 石田 甲
コード番号 6822
問 い 合 せ 先 管理統括 田中 繁寛
045-433-1361

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成30年6月26日開催予定の第94期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合および定款の一部変更について付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、1,000株から100株に変更するものです。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本株主総会において、下記、「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件とします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の理由

上記、「1. 単元株式数の変更」の通り単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うものです。

(2) 株式併合の内容

①株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上、平成30年9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合します。

③株式併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在） | 14,700,000株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 13,230,000株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 1,470,000株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済み株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成

| | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|-------|----------------|----------------------|
| 総株主 | 1,402名（100.0%） | 14,700,000株（100.0%） |
| 10株未満 | 63名（4.49%） | 93株（0.00%） |
| 10株以上 | 1,339名（95.51%） | 14,699,907株（100.00%） |

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみ所有する株主様63名（所有株式数の合計93株）が株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数が減少したことおよび「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、株式併合を行う場合の発行可能株式総数は、発行済株式総数の4倍を超えることが出来ない旨が規定されていますが、平成30年10月1日をもって、発行可能株式総数が5,480,000株、発行済株式総数は1,470,000株となりますので、4倍以内となります。

| | |
|---------------------------|-------------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 54,800,000株 |
| 変更後の発行可能株式総数（平成30年10月1日付） | 5,480,000株 |

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、定款の変更を行うものです。なお、本定款変更は、株式併合議案が承認可決されることを前提とした第94期定時株主総会の議案とします。

(2) 定款変更の内容（下線部分は変更箇所）

| 現行定款 | 変更後定款 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,480万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>548万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。 附則 第5条及び第7条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。 |

(3) 定款変更の条件

本株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって変更します。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

| | |
|-------------------|----------------|
| 取締役会決議日（株主総会招集決議） | 平成30年5月11日 |
| 定時株主総会決議日 | 平成30年6月26日（予定） |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成30年10月1日（予定） |
| 株式併合の効力発生日 | 平成30年10月1日（予定） |
| 定款の一部変更の効力発生日 | 平成30年10月1日（予定） |
| 株主様へ株式併合割当通知発送 | 平成30年10月中旬（予定） |
| 端数処分代金のお支払い | 平成30年12月中旬（予定） |

（注）上記の株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成30年9月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。

以上

【添付資料】（ご参考）株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 2. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的はなんですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限は平成30年10月1日とされています。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、その主旨を尊重し、当社の株式売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位当たりの金額）を適正な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動などの要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式は株式併合前の10分の1となりますが、1株当たりの資産価値は10倍となります。また、株価においても理論上は株式併合前の10倍となります。

具体的事例は次のとおりです。

| | 効力発生前 | 効力発生後 | 備考 |
|-------|--------|--------|-------|
| 所有株式数 | 5,000株 | 500株 | 10分の1 |
| 株価 | 500円 | 5,000円 | 10倍 |
| 資産価値 | 250万円 | 250万円 | 変化なし |

Q 5. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか？

A 5. 今般の単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。（10株につき1株の時）

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|-----|--------|-------------------|-------|-----------------|------|
| | 所有株式数 | 議決権数 (1,000単位) | 所有株式数 | 議決権数 (100単位) | 端数株式 |
| 例 1 | 3,200株 | 3個 | 320株 | 3個 | なし |
| 例 2 | 1,942株 | 1個 | 194株 | 1個 | 0.2株 |
| 例 3 | 1,000株 | 1個 | 100株 | 1個 | なし |
| 例 4 | 920株 | なし | 92株 | なし | なし |
| 例 5 | 223株 | なし | 22株 | なし | 0.3株 |
| 例 6 | 8株 | なし | なし | なし | 0.8株 |
| 例 7 | 4株 | なし | なし | なし | 0.4株 |

併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場

合（上記例2，5，6，7のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、または自己株式として買い取り、端数が生じた株主様に対し、その処分代金または買い取り代金を、端数株式の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有（総）株式が10株未満の場合（上記の例6，7のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失わせてしまうことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例5，6，7の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6．受け取る配当金はどうなるのでしょうか？

A6．株主様が所有する当社株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあたっては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば株式併合を理由として株主様の受け取り配当額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7．株式併合に伴い、株主自身で必要な手続きはありますか？

A7．特に必要なお手続きはございません。

Q8．今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A8．次のとおり予定しております。

| | |
|----------------------|---------------------|
| 平成30年9月25日～9月30日（予定） | 単元未満株式の買取停止 |
| 平成30年9月25日（予定） | 1,000株単位での売買最終日 |
| 平成30年9月26日（予定） | 100株単位での売買開始日 |
| 平成30年10月1日（予定） | 株式併合および単元株式数変更の効力発生 |
| 平成30年12月中旬（予定） | 端数株式買取代金のお支払い |

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話（0120）232-711（通話料無料）

（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00）

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以上